

# 実地指導等における指導状況について【介護】

令和2年度 集団指導

奈良市 総務部 法務ガバナンス課 指導監査係

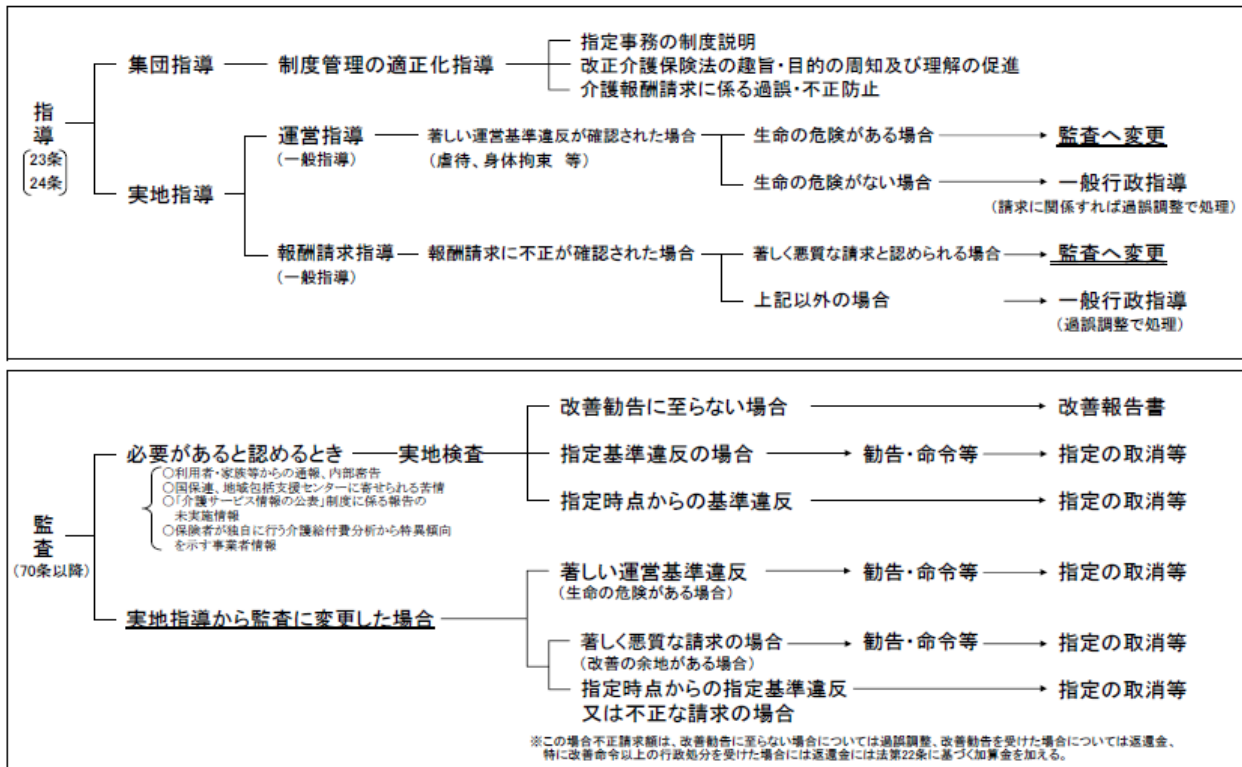
---

## 《目次》

1. 実地指導及び監査の流れ
2. 令和2年度実地指導の実績
  - ✓ 指導件数
  - ✓ 指摘内容別割合
  - ✓ 指摘事例（令和元年度及び2年度実地指導の実績）
3. 取消等処分における処分事由

# 1. 実地指導及び監査の流れ

## 都道府県・市町村が実施する指導及び監査の流れ



出典：厚生労働省「都道府県・市町村が実施する指導及び監査の流れ」

### 《目的》

サービスの質の確保及び給付の適正化を図ること

### 《指導方針》

介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させること

### 《監査方針》

介護給付等対象サービスの内容について、基準違反又は不正等が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとること

## 2.令和2年度実地指導の実績<指導件数>

	令和2年度(※1)			令和元年度		
	指導件数	うち指摘数(※2)	うち過誤調整	指導件数	うち指摘数(※2)	うち過誤調整
介護保険サービス	30	8	0	173	57	8
障害福祉サービス	33	11	2	132	69	8
合計	63	19(30%)	2(3%)	305	126(41%)	16(5%)

サービス(事業)単位での集計

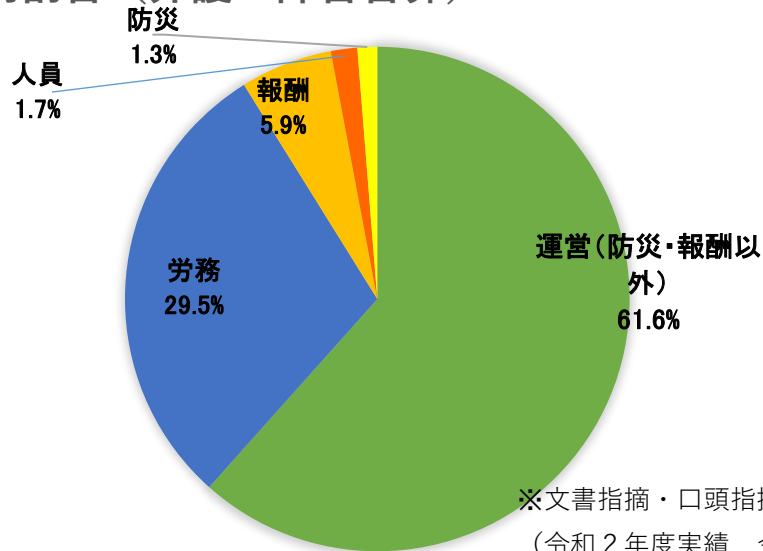
( )内の割合は、指導件数に対する出現率

※1 令和2年度の件数は、令和3年1月までの実績

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を考慮して、上半期は社会福祉法人及び社会福祉施設等の書面検査に専念したため、令和2年度の介護保険及び障害福祉サービス事業所に対する実地指導については、10月より実施した(感染症の警戒レベルが上がったため12月~2月にかけて中断)。

※2 改善報告を求めた指摘(文書指摘)数

### <指摘内容別割合(介護・障害合算)>



- ・運営(防災・報酬以外)に関する指摘が大部分を占めています。  
各サービスごとの基準省令等に基づいて指摘を行います。
- ・次いで労務関係に関する指摘が多く約3割を占めています。  
労働基準法や労働安全衛生法等に基づいて指摘を行います。
- ・報酬については、厚生労働省の告示による費用算定基準や加算に関する通知等に基づいて指摘を行います。
- ・防災については、各サービスごとの基準省令等のほか、消防法等関連法規に基づいて指摘を行います。

## 2.令和元年度及び2年度実地指導の実績〈指摘事例〉

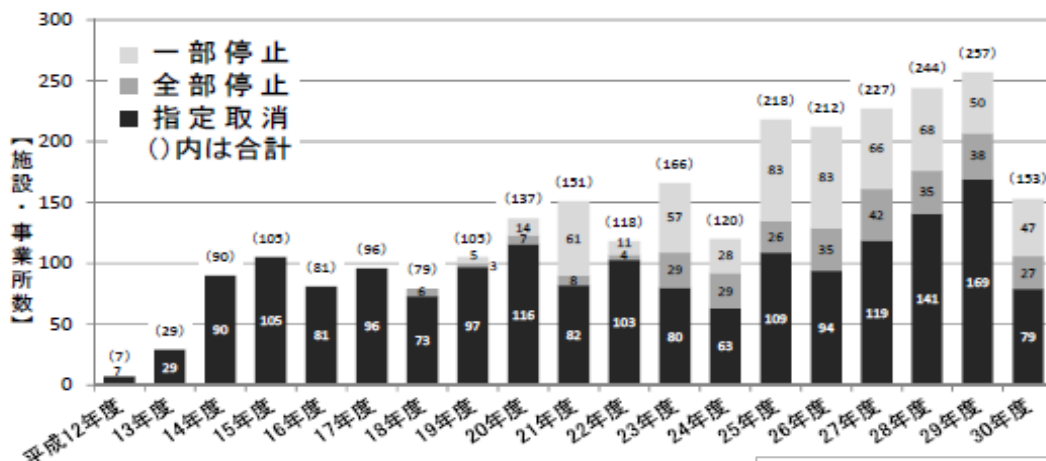
### 《介護保険サービスにおける指摘事例》

分野	指 摘 事 例
<p>運 営 (防災・報酬以外)</p> <p>※全てのサービスに共通する事項ではありません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 運営規程・重要事項説明書・契約書等の必要書類に関する記載不備又は未整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程について、基準省令で記載が定められている事項を欠いている。</li> <li>・重要事項説明書について、基準省令及び奈良市基準要項（介護）等で記載が定められている事項を欠いている。（「提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）」「事故発生時の対応」を欠く事例が多く見受けられました。）</li> <li>・運営規程と重要事項説明書とで整合しない事項がある。（営業日・営業時間等）</li> <li>・運営規程・重要事項説明書の内容が事業所・サービスの実態と異なる。（従業員の員数等）</li> <li>・重要事項説明書について、サービスの提供開始前に説明・同意を経て交付していない。</li> <li>・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要等の重要事項を掲示していない。</li> </ul> </li> <li>■ 各サービス計画・サービス提供記録の不備又は不作成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス計画を作成しないままにサービスの提供を行っている。</li> <li>・サービス計画作成にあたり、サービス提供前に利用者の同意を得ていない。</li> <li>・サービス計画に記載すべき事項（目標・具体的内容・従業者名など）が欠如している。</li> <li>・ケアプランを確認せずにサービス計画を作成している。（整合性の未確認）</li> <li>・サービス提供記録について、提供したサービス内容の記録に不備がある。</li> </ul> </li> <li>■ 不適切な個人情報の取扱い <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を提供するのにあたり、予め文書で家族の同意を得ていない。（署名の漏れ、又は家族の署名欄を設けていない）</li> </ul> </li> <li>■ 利用者負担額について不適切な説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項説明書の介護保険サービス以外の費用の説明が実態を反映していない。</li> <li>・曖昧な名目で費用の内訳を明らかにせずに利用者の同意を得ている。</li> </ul> </li> <li>■ その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の出勤時刻が正確に記録されていない。</li> <li>・勤務表について、常勤・非常勤の別、管理者との兼務及びサービス提供責任者である旨等を明確にしている。</li> </ul> </li> </ul>
<p>労 務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 労働関連法（労働基準法等）に基づき整備すべき書類に関する記載不備・未整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者名簿、賃金台帳、就業規則、労働条件通知書についての記載不備・未整備（短時間・有期雇用労働者の労働条件通知書について記載内容の不備が多く見られました。また、退職者に関する記録整備の不備が散見されています。）</li> <li>・育児・介護休業規程が現行法に則していない。</li> </ul> </li> <li>■ 時間外労働等、労働者の処遇に関する不備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外及び休日の労働に関する協定（いわゆる36協定）に関する不備（未締結・未届等）</li> <li>・賃金から税金等の法律に定めのあるもの以外を控除する場合の労使協定の未締結</li> <li>・年次有給休暇の管理の不備（年次有給休暇管理簿の未作成等、パート従業員等に対して、法で定める年次有給休暇を十分に与えていない等）</li> </ul> </li> <li>■ 職員の健康診断に関する不備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生規則に定める常時使用する労働者の雇入時の健康診断、1年に1回の定期的健康診断が行われていない、又は記録されていない。</li> </ul> </li> </ul>

分野	指 摘 事 例
報酬	<p>■各種加算の算定にかかる根拠資料・要件の不備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要件となる文書・記録を作成・交付していない （例）退院時共同指導加算における在宅療養上必要な指導の内容を記した文書の不備。</li> <li>・要件となる文書・記録の内容に不備がある （例）口腔衛生管理体制加算にて作成する「口腔ケア・マネジメント計画」の不備。 （例）入浴介助加算について、実施した介助についての記録の不備。</li> <li>・要件となる行為の不実施・要件となる状況の未達成 （例）特定事業所加算Ⅰの算定要件である職員の定期的な健康診断が実施されていない。 （例）介護職員処遇改善加算について、処遇改善の内容の介護職員への周知が不十分。</li> </ul>
人員	<p>■基準省令に定める人員基準の未達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準の求める職種の配置が不足している。 （例）訪問介護員(訪問介護)・看護職員(訪問看護)の員数が常勤換算2.5人に満たない。 （例）通所介護の生活相談員の配置が基準に満たない日がある。 （例）福祉用具専門相談員(福祉用具貸与)の配置が、常勤換算方法で2人以上でない。</li> </ul>
防災	<p>■非常災害・防災対策に関する不備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に避難・消火等訓練が実施されていない又は記録がない。 訓練の実施についての消防署への通報(届出)を行っていない。(主に入所・通所系)</li> </ul>

### 3.取消等処分における処分事由

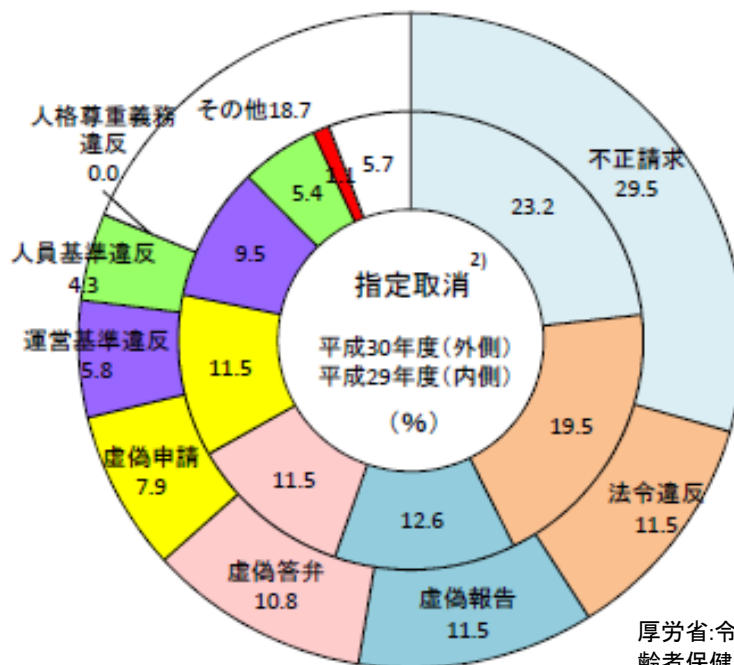
指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 2, 595事業所



注: 1) 件数には、聴聞通知後に中止届が提出された事業所数を含む。  
 2) 平成27年度以降には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。  
 3) 効力の停止処分は、平成18年度から施行された。

対象は、介護保険施設・事業所等  
 (平成30年度の処分の減は、地域支援事業への移行の影響がある。)

#### 平成30年度指定取消事由の内訳



厚労省:令和元年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料より

- 取消処分の事由としては、不正請求が最も多く全体の約3割を占めています。主な処分事例として、下記のようなものがあります。
  - ・サービス提供を行わず、虚偽の提供記録により報酬を請求した。
  - ・人員基準欠如、定員超過にも関わらず、減算せずに請求した。

本説明資料の内容を踏まえ、今後も適正な運営に努められますようお願いいたします。